

## 【通行止めに伴う乗継料金調整について】

通行止めにより、高速道路を一旦流出し、一般道を迂回して、再度同一方向に乗り継がれるお客さまにつきましては、ご利用料金の調整をいたします。

ETCをご利用のお客さまは、全行程で同一のETCカードをご利用のうえ、通行して下さい。この場合でも原則として、直通走行(最初の流入ICと乗り継ぎ後の最初の流出IC間)に適用されるETC時間帯割引が適用されたこととして、料金調整が行われます。(出口では調整前の料金表示となりますが、請求時にはご利用区間に応じた調整後の料金で請求させていただきます。)

ETC以外のお客さまは、乗り継ぎ後の最初の出口ICで、一旦流出するICでお渡しする「高速道路通行止め乗継証明書」と再流入ICにて発行した「入口通行券」を一緒に係員に提出していただくと、料金調整が行われます。

なお、乗り継ぎ後の最初の出口ICが料金自動精算機の場合は、「高速道路通行止め乗継証明書」を通行券より先に精算機にお入れいただくと料金調整が行われます。

●乗り継ぎ料金調整が行われるICは下記のとおりです。

【通行止め区間】湯沢IC～水上IC(上り線)

方向	迂回路への流出IC	迂回路からの再流入IC
関越道(上り線) 新潟方面から東京方面へ走行	【関越道】 湯沢、塩沢石打	【関越道】 水上、月夜野、沼田

## 【出口ETCレーン閉鎖時のご利用方法】

出口ETCレーンが閉鎖等によりご利用いただけない場合、ETC車のお客様は、恐れ入りますが、一般車線で、ETC車載器からご利用のETCカードを取り出していただき、係員にお渡しくださいますよう、お願いします。係員が所定の処理を行い、ETCカードで通行料金を精算させていただきます。